

明治グループ健康保険組合保養所利用規程

(目 的)

- 第1条 明治グループ健康保険組合（以下、「当組合」という。）は、被保険者及び被扶養者（以下、「被保険者等」という。）の健康保持増進及び傷病後の保養を目的として保養所を設置する。よって、会社出張等での利用は認めない。
- 2 当組合の保養所の利用についてはこの規程の定めるところによる。

(決 定)

- 第2条 保養所の運営に関し、必要な事項は理事会で決定する。
- 2 理事長は、他の利用者の使用を妨げる者に対し、保養所の利用について制限することがある。

(保養所の種類)

- 第3条 保養所は次の通りとする。
- (1) 当組合が契約する「ラフォーレ倶楽部」の諸施設
 - (2) 当組合が契約する「東急ハーヴェストクラブ」の諸施設
 - (3) 健保連協同利用保養所の諸施設

(利用者の範囲)

- 第4条 保養所を利用できる者は、当組合の被保険者等及び当組合の被保険者等とともに利用する者とする。但し、前条第1号については、次の者も利用できる。
- (1) 定年退職者とその配偶者
 - (2) 前号とともに利用する者

(東急ハーヴェストクラブの利用回数)

- 第5条 第3条第2号については、1泊1室を1利用単位とし、年度(4月～翌年3月)の利用は被保険者毎に2利用単位を限度とする。なお、被扶養者の利用は被保険者の利用に含める。
- 2 第3条第2号については、当組合が保有する利用単位に達し次第、当該年度の利用はできない。

(ラフォーレ倶楽部及び東急ハーヴェストクラブの利用方法)

- 第6条 第3条第1号及び第2号の予約は、利用者が利用施設の予約センターに直接申し込む。なお、第3条第1号については、利用施設に予約することもできる。
- 2 被保険者等は、利用施設で健康保険被保険者証を提示しなければならない。
 - 3 本規程に定めのないものは、利用施設の定めに従う。

(健保連共同利用保養所の利用方法)

- 第7条 第3条第3号の予約は、利用者が利用施設に直接申し込む。
- 2 予約の手続きについては健保連の定めに従い、当組合へ提出する書類は、事業所経由で送付する。
 - 3 利用施設等から利用者に書類等を送付する際に発生する費用は、利用者が負担する。
 - 4 本規程に定めのないものは、利用施設の定めに従う。